官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二一）　一
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二二）　二
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二三）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二二八）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一二一八）　三
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一二一九）　三
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一二二〇）　三
〔その他告示〕
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八一七）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局一八〇）　四
○道路に関する件（九州地方整備局九九）　四
〔人事異動〕
内閣　四
〔叙位・叙勲〕　四
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八一）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同八二～八五）　六
〔公　告〕
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　七
諸事項　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分一厘五毛
五年を超え六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分五毛
六年を超え八年以下	年一分一厘五毛
八年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分三厘五毛